

# お元気ですか

# 南 恵子

# です

ニュースを読んでご  
意見をお寄せ下さい。

区議会議員

南 恵子

TEL 3790-1523



発行責任者 日本共産党品川区議会議員 南 恵子 八潮5-12-65-503

区議団 e-mail info@jcp-shinagawa.com

## 大気汚染公害訴訟

## 申請の手続きを早く

# 喘息の治療費が全額助成されます

東京大気汚染公害訴訟とは、1996年5月に気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫に苦しむ公害患者が国・都・首都高・トヨタや日産などの自動車メーカーを相手に損害賠償と公害差し止めを求めて起したものです。12年間に及ぶ裁判はようやく2007年8月に和解が成立し、今年8月から治療費助成がスタートします。

誰でも自己負担なしで  
助成を受けられます

昨年8月に和解して受けられるようになったこの医療費助成制度は、今年8月からスタートします。

東京に1年以上住んでいることと喘息患者であれば誰でも自己負担なく医療費助成を受けることが出来ます。ただし、喫煙者は禁煙することが条件になります。

手続きは左記のとおりです。

手続きは・・・

医療機関でレントゲンなどの検査と  
主治医の診断書  
保健所に以下の書類を準備して申請  
認定申請書、主治医の診療報告書、  
健康状態の申告書、住民票、健康  
保険証  
認定されると医療権が届きますが、  
これを持参して受診します。

国・都・自動車メーカー  
に全額保障させる画期的  
な成果

この裁判が始まったのは今から12年前の1996年5月。気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫などに苦しむ公害患者が、国、都、首都高速道路公団、トヨタ、日産などの自動車メーカー7社を相手に、損害賠償と公害差し止めを求めて提訴しました。633名の原告の3割の方たちは公害健康被害補償法の認定打ち切り等により何の救済も受けていない未認定患者でした。また、自動車メーカーの加害責任を初めて問うた裁判でもありません。原告団は世論に訴え、メーカー交渉や首相官邸前の座り込みなども行って、原告のみにとどまらず都内数十万人ともいわれる被害者の救済を勝ち取ったのですから画期的な成果です。

**運動は終わりではありません  
これ以上の健康被害を  
出さない対策が必要**

せっかく勝ち取った助成制度なのに、5年後には見直しになります。黙っていたら廃止されかねないという心配があります。喘息だけでなく、慢性気管支炎や肺気腫などの病気にも適用されるよう引き続きの運動が必要ではないでしょうか。

また、私たちの周りの環境整備はまだまだ遅れており、このまま放置すれば公害被害は広がるだけです。

品川区内は、大気汚染の深刻な交差点や幹線道路がいくつもありますので、改善させることは急務です。そのためにも区に対して要請することも必要です。

南は、八潮地域で20箇所

の地点の大気測定を行っています。経年でみて大気がきれいになっていくのか、汚染されているのかをしっかりと調べる運動に参加しています。みなさんと引き続き取り組むと同時に、区に対応に変化があればお知らせします。

ご相談はいつでもお気軽に

医療・介護・生活・教育・保育など  
どんな問題でも伺います。

南恵子までご連絡を

電話 3790-1523

## 微小粒子PM2.5の規制を急げ

PM2.5とは微小粒子で、肺の奥深く入り込んで呼吸器気管を異常にするといわれています。その規制が急がれます。

ヨーロッパやアメリカなどでは厳しい環境基準を設定していますが、日本の基準はヨーロッパなどの倍以上というあまりにも甘い設定になっており、これが呼吸器疾患に悪い役割をしているといわれ環境基準の改善が急がれます。

WHOのガイドラインは10μgですが、北品川交差点にある自排局は21.7μgも検出されています。PM2.5の毒性は異常な心拍数、肺高血圧などで循環器に負担をを広げる要因になるなどです。



学校保健統計などには、今なお喘息罹患率が増加

傾向にあるとされていますので、対策は急務です。この問題を、一般質問で菊地議員が取り上げました。

区の答弁は、健康被害が起きる原因になっていると立証されていないこと、したがって、PM2.5の規制が必要という認識はもっていないという姿勢でした。

中央環状品川線が開通されると、山手通りと合わせて7万9000台の交通量になり、今よりも2倍に増えます。充分な対策もなく交通量が増えれば、健康被害が広がるだけです。先の報告のように治療費負担も5年間だけでは全く不十分です。

このニュースをお読みになつて、ご意見やご要望などありましたら、お気軽にお寄せください。電話(3790)1523